

【別紙1】

市企画事業、指定管理者企画事業及び自主事業の定義・分類表

	施設運營業務		自主事業
	市企画事業	指定管理者企画事業	
定義	募集時に市が指定管理者に実施を求め、基本協定書に位置付けて実施させる業務 市が仕様書等にて事業内容を具体的に定め、指定管理者に実施させる事業	募集要項にて、指定管理者の自由な発想のもと、サービス向上に繋がる業務の企画提案を指定管理者に求め、実施させる事業	基本協定書締結後に、指定管理者の責任において自主的に企画・実施する事業で、サービスの向上に寄与すると市が判断し、実施を認める事業。（市の事前承認が必要）
実施に伴う費用負担	市（指定管理料）、利用者負担金		指定管理者、利用者負担金
利用者負担金の取り扱い	指定管理者の収入		指定管理者の収入
収支報告	管理運營業務として		自主事業として
実施義務	高		低
責任	市		指定管理者
リスク分担表	対象		対象外
選定時の評価	対象		対象
モニタリング評価	高		低
市長会保険	対象		対象外
施設使用権限	施設管理者として実施		管理者ではない一事業者として実施
公園施設設置管理使用料、占用料の負担	無		有
パークゴルフ場	大会	パークゴルフ大会の主催 パークゴルフ大会の命名権（市の広告掲載基準と同様の基準で事前審査）	【占用料：興行場：25円/日・㎡】パークゴルフ以外の大会
	物販・レンタル等	パークゴルフクラブのレンタル（都市公園条例で定める利用料金以下に限る） 公園で使用する物品等のレンタル（無料に限る。預り金を返却時に全額返金は可） 収益を目的としない募金箱の設置等	【使用料：15円/月・㎡】自動販売機、軽食、パークゴルフ用品の販売（協定書で定める場所に公園施設（売店）として一定期間以上設置する場合に限る） 【占用料：露店敷：25円/日・㎡】上記以外の物品等の販売 上記物品で、協定書で定める場所以外での販売等
	教室・イベント等	各種教室・イベント等の開催（パークゴルフに限らない） （※参加料が実費以下で物販等を伴わない、収益性の低いものに限る）	【占用料：興行場：25円/日・㎡】各種教室・イベント等の開催 （※左記以外。参加料が実費以下で物販等を伴う場合は、物販等部分以外の占用料は減免）
公園内 （パークゴルフ場以外）	教室・イベント・大会等	各種教室・イベント・大会等の開催 （※参加料が実費以下で物販等を伴わない、収益性の低いものに限る）	【占用料：興行場：25円/日・㎡】各種教室・イベント・大会等の開催 （※左記以外。参加料が実費以下で物販等を伴う場合は、物販等部分以外の占用料は減免）
	物販・レンタル等	下記公園施設用物品の販売・レンタル （公園利用者に直接支障がない場所（管理棟内の事務室・倉庫等）を使用（場所は基本協定書に規定）し、かつ、収益性の低いものに限る。）	【使用料：15円/月・㎡】自動販売機、軽食の販売等（協定書で定める場所に公園施設として一定期間以上設置する場合に限る） 【占用料：露店敷：25円/日・㎡】上記以外の物品の販売等。上記物品で、協定書で定める場所以外での販売等
	公園施設設置	指定管理者が設置する公園施設（協定書で定める場所に一定期間以上設置する場合で、かつ収益性の低いものに限る。）	【使用料：15円/月・㎡】左記以外
共通	その他	植木桜つつみ公園のPR活動として一般への公開を前提とした テレビのロケーション、雑誌・フリーペーパーの写真撮影等	【占用料：その他：14円/月・㎡】一般への公開を前提としない撮影イベント等で撮影料等を徴するもの

※本協定における「収益性の低いもの」とは、利用者への物品の提供がない場合は1人当たり500円以下、物品の提供がある場合は1人当たり1,000円以下を目安とします。